

## 低炭素建築物認定認定申請手数料

### 1(1)適合証がある場合

		区分（戸数又は床面積）	手数料(円)	
ア		一戸建て住宅	4,700	
イ	共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)	住戸の部分	総戸数が1のもの	4,700
			総戸数が2以上5以下のもの	9,400
			総戸数が6以上10以下のもの	16,000
			総戸数が11以上25以下のもの	27,000
			総戸数が26以上50以下のもの	45,000
			総戸数が51以上100以下のもの	82,000
			総戸数が101以上200以下のもの	131,000
			総戸数が201以上300以下のもの	170,000
		総戸数が301以上のもの	185,000	
	(イ)	共用部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000
			当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000
			当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000
	(ロ)	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの			80,000	
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの			126,000	
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの			160,000	
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの			200,000	
ウ	その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	9,300	
		建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000	
		建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000	
		建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000	
		建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000	
		建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000	
		建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	200,000	

## 低炭素建築物認定認定申請手数料

### 1(2)適合証がない場合

		区分（戸数又は床面積）	手数料(円)	
ア 一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準による場合		21,000	
	(イ) 誘導仕様基準以外による場合		35,000	
イ 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)	(ア) 住戸の部分	a 誘導仕様基準による場合	総戸数が1のもの	21,000
			総戸数が2以上5以下のもの	39,000
		総戸数が6以上10以下のもの	56,000	
		総戸数が11以上25以下のもの	80,000	
		総戸数が26以上50以下のもの	120,000	
		総戸数が51以上100以下のもの	182,000	
		総戸数が101以上200以下のもの	261,000	
		総戸数が201以上300以下のもの	340,000	
	総戸数が301以上のもの	390,000		
	b 誘導仕様基準以外による場合	総戸数が1のもの	35,000	
		総戸数が2以上5以下のもの	69,000	
		総戸数が6以上10以下のもの	97,000	
		総戸数が11以上25以下のもの	137,000	
		総戸数が26以上50以下のもの	197,000	
		総戸数が51以上100以下のもの	283,000	
		総戸数が101以上200以下のもの	385,000	
		総戸数が201以上300以下のもの	508,000	
	(イ) 共用部分	(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	109,000
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	180,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの			280,000	
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの			359,000	
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの			429,000	
(ウ) 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	500,000	
		(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	242,000
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000			
ウ その他の建築物	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	900,000		
	ウ その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	242,000	
		建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000	
		建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000	
		建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000	
		建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000	
建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		789,000		
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	900,000			

## 低炭素建築物認定認定申請手数料

### 2(1)適合証がある場合の変更認定

		区分（戸数又は床面積）	手数料(円)	
ア		一戸建て住宅	3,300	
イ	共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)	総戸数が1のもの	3,300	
		総戸数が2以上5以下のもの	6,600	
		総戸数が6以上10以下のもの	11,000	
		(ア) 総戸数が11以上25以下のもの	19,000	
		住戸の部分	総戸数が26以上50以下のもの	32,000
		総戸数が51以上100以下のもの	58,000	
		総戸数が101以上200以下のもの	93,000	
		総戸数が201以上300以下のもの	122,000	
	総戸数が301以上のもの	134,000		
	(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	6,500	
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000	
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	18,000	
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	56,000	
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	88,000	
		当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	112,000	
		当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	140,000	
	(イ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	6,500	
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000	
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	18,000	
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000		
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000		
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000		
ウ	その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	6,500	
		建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000	
		建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	18,000	
		建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	56,000	
		建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	88,000	
		建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	112,000	
		建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	140,000	

## 低炭素建築物認定認定申請手数料

### 2(2)適合証がない場合の変更認定

			区分（戸数又は床面積）	手数料(円)			
ア 一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準による場合			15,000			
	(イ) 誘導仕様基準以外による場合			18,000			
イ 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)	(ア) 住戸の部分	a 誘導仕様基準による場合	総戸数が1のもの	15,000			
			総戸数が2以上5以下のもの	27,000			
			総戸数が6以上10以下のもの	40,000			
			総戸数が11以上25以下のもの	56,000			
			総戸数が26以上50以下のもの	85,000			
			総戸数が51以上100以下のもの	128,000			
			総戸数が101以上200以下のもの	184,000			
			総戸数が201以上300以下のもの	241,000			
	総戸数が301以上のもの	278,000					
	b 誘導仕様基準以外による場合	総戸数が1のもの	18,000				
		総戸数が2以上5以下のもの	37,000				
		総戸数が6以上10以下のもの	52,000				
		総戸数が11以上25以下のもの	74,000				
		総戸数が26以上50以下のもの	108,000				
		総戸数が51以上100以下のもの	159,000				
		総戸数が101以上200以下のもの	221,000				
		総戸数が201以上300以下のもの	291,000				
	(イ) 共用部分			当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	57,000		
				当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	72,000		
				当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	96,000		
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの				156,000			
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの				205,000			
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの				247,000			
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの				290,000			
(ウ) 非住宅の部分						当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	123,000
						当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	154,000
						当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	198,000
						当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	290,000
						当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	361,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	427,000					
ウ その他の建築物			建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	123,000			
			建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	154,000			
			建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	198,000			
			建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	290,000			
			建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	361,000			
			建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	427,000			
			建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	491,000			